

水道

漏水の簡単な見つけ方

敷地内にある水道管の漏水を発見するには、全ての蛇口を完全に閉めた状態でメーターのパイロット（銀色と赤色）部分を見てください（写真参照）。



パイロット

回っていないとき
漏水はありません。

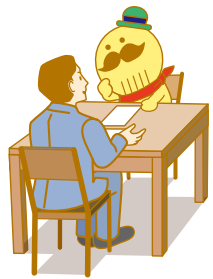
回っているとき
漏水の可能性がります。指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。業者はホームページをご覧ください。ご確認ください。

※少量の漏水の場合は、パイロットはほとんど回りません。パイロットを見続けるか、または全ての蛇口を閉めてから一定の時間をおいてパイロット右側の1リットル・10リットルの針に動きがないか確認してください。

発見困難な場所での漏水については、料金の一部を減額できる場合もあります。

問合せ先 上下水道営業課
☎072・433・7140

相談



特設人権相談

人権擁護委員による人権相談を行います。相談は無料、秘密は厳守します。
（予約不要）
日時 12月2日（月）午前10時～午後4時
場所・問合せ先 人権政策課
☎072・433・7160

国民健康保険・後期高齢者医療の夜間相談

国民健康保険の加入・脱退の届出、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などを行います。
日時 11月25日（月）午後5時30分～8時
場所・問合せ先 保険年金課
☎072・433・7270 / 7271

借金問題解決のための日曜無料相談会

近畿財務局・大阪府・大阪弁護士会は、日曜無料相談会を開催します。借金問題にお悩みの方は、この機会にぜひご相談ください。

日時 12月1日（日）午前10時～午後4時30分
場所・予約・問合せ先 近畿財務局相談窓口（大阪市中央区大手前4-1-76）
☎06・6949・6523

税理士無料相談会

日時 11月15日（金）、12月6日（金）午後1時～4時
場所 貝塚市役所1階市民相談コーナー
予約・問合せ先 近畿税理士会岸和田支部
☎072・436・0567

行政書士の相続遺言無料相談会

日時 11月26日（火）午後1時～4時
場所 貝塚市役所1階市民相談コーナー
予約・問合せ先 大阪府行政書士会泉州支部
☎072・457・9186

環境

野焼きをやめましょう

家庭ごみや廃棄物の野外焼却（野焼き）は、法律で禁止されています。

農業活動や慣習的なものなどは例外ですが、煙や悪臭の発生により近隣住民の迷惑になる場合があります。風向きや作業時間、焼却物を十分乾燥させるなどの配慮をお願いします。

問合せ先 環境衛生課
☎072・433・7186

PM2.5に注意！

PM2.5は、大気中に含まれる非常に微細な粒子で、長期的に一定濃度以上吸引すると、呼吸器系や循環器系などへの影響が懸念されています。11月～翌年5月にかけて

は、黄砂などの影響で高濃度になりやすい時期です。高濃度になると予測された場合、市では防災行政無線で公共施設などへ一斉通知します。その際は、屋外での長時間の激しい運動や不要不急の外出をできるだけ減らしてください。

問合せ先 環境衛生課
☎072・433・7186、ID:17617

11月は大阪府産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間です

廃棄物の野焼き、崩れそうなどに積み上げる野積み、不法投棄は、法律で禁止されています。不法投棄などの未然防止・早期発見には、日頃から適正に土地などの管理を行うことが必要です。土地の所有者・管理者は管理を徹底し、野積みや不法投棄をされない環境を整えましょう。

問合せ先 大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課
☎072・439・3601

事業場などにPCBを含む電気機器などはありますか？

事業場や倉庫などにある古い電気機器に低濃度PCBが使われているかもしれません。

低濃度PCB廃棄物は令和8年度末が処分期限のため、早期の調査・判別・処分が必要です。新たに発見した際は所管の行政窓口へご連絡ください。
問合せ先 大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ
☎06・6210・9583、ID:18533

プラスチックごみ・ペットボトルを正しくリサイクルしよう



プラスチックごみとペットボトルは同じ収集日ですが、ペットボトルのラベルとキャップはプラスチックごみとして分別してください。また、色付きの袋で排出しないでください。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

事業系ごみの処理責任と処理方法

事業系ごみとは、会社や飲食店などの各種店舗、事

務所、工場など営利を目的とするものだけでなく、病院、学校などの事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。

事業活動から発生した事業系ごみは、法律の定めにより、自らの責任において適正に処理しなければならず、家庭系ごみ置き場に排出することはできません。

廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物があり、岸和田市貝塚市クリーンセンターで処理できるものは、一般廃棄物のみです。

事業系ごみ（一般廃棄物）は次の方法で処理してください。

- ①岸和田市貝塚市クリーンセンターへ自ら搬入する（70kgまで1000円・70kg超10kgごと140円）。
 - ②市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬処分を依頼（有料）する。
- ※産業廃棄物は清掃工場へ

エアコンや冷凍庫・冷蔵庫を交換・廃棄する事業者の方へ

業務用エアコン・冷凍冷蔵庫を捨てる際には、フロン排出抑制法に基づき、フロンの回収を依頼し、引取証明書を受け取ってください。廃棄物・リサイクル業者は、引取証明書の写しを渡す必要があります。

フロンの未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。詳しくはフロン排出抑制法ポータルサイトをご覧ください。

問合せ先 大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ
☎06・6210・9583、ID:35504

の搬入は出来ません。
問合せ先 廃棄物対策課
☎072・433・7009

11月11日、海塚二丁目の住居表示を実施します



11月11日（月）に斜線区域内で住居表示を実施します。この日以降、住所や所在地の表示方法が下記のように変わります。皆様のご理解とご協力をお願いします。
（例）海塚○番地△→海塚二丁目■番▲号



問合せ先 用地課 ☎072-433-7419